

平成30年第2回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成30年6月5日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	3番	尾 関 俊 治
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志

住 民 福 祉 部 長	服 部 敦 美
建 設 水 道 部 長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	中 野 妙 子

1. 議事日程（第1号）

平成30年6月5日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 第6号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙について
- 日程第6 第2号報告 専決処分の報告について
- 日程第7 第3号報告 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 第34号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について
- 日程第9 第35号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第10 第36号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第11 第37号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第12 第38号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第13 第39号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 第40号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第41号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 第42号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 第43号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 第44号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 第45号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 第46号議案 平成30年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）について

開会 午前10時00分

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成30年第2回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（尾関俊治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

2番 古田 聖人 議員

6番 伏屋 隆男 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（尾関俊治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（尾関俊治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より平成29年度3月分及び4月分、平成30年度4月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、6月1日開催の岐阜県町村議会議長会の臨時総会において役員改選が行われ、尾関俊治議長が監事に就任をされました。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） 以上、御了承願います。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（尾関俊治君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思っております。これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は、議長に委任することに決しました。

日程第5 第6号選挙について

○議長（尾関俊治君） 日程第5、第6号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙を行います。

なお、この選挙は、平成30年7月3日をもって、当組合議会議員の任期が満了することに伴うものであります。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。

木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員、関係市町の長の推薦に基づく者、船橋義明議員、川島功士議員、関係市町の長の推薦に基づかない者、岡田文雄議員、竹中光重議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人を定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ当選されました。

ただいま木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員に当選されました全員が議場におられますの

で、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここでそれぞれの当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（平岩敬康君）** 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員当選人。

関係市町の長の推薦に基づく者、氏名、船橋義明、住所、羽島郡笠松町東陽町12番地、生年月日、昭和15年9月29日。氏名、川島功士、住所、羽島郡笠松町田代458番地の1、生年月日、昭和35年1月18日。

関係市町の長の推薦に基づかない者、氏名、岡田文雄、住所、羽島郡笠松町北及1903番地、生年月日、昭和17年11月7日。氏名、竹中光重、住所、羽島郡笠松町奈良町77番地の3、生年月日、昭和39年12月16日。

**日程第6 第2号報告、日程第7 第3号報告及び日程第8 第34号議案から日程第20
第46号議案までについて**

○**議長（尾関俊治君）** 日程第6、第2号報告、日程第7、第3号報告の2報告及び日程第8、第34号議案から日程第20、第46号議案までの13議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

広江町長。

○**町長（広江正明君）** それでは、本日提出させていただきました案件の御説明を申し上げます。

まず専決処分の報告が1件と繰越明許費繰越計算書の報告が1件、そして専決処分の承認が4件、羽島郡二町教育委員会委員の任命同意が1件、そして、笠松町税条例等の一部を改正する条例ほか2件の条例案件3件、平成30年度の笠松町一般会計ほか4件の補正予算5件、以上、報告を含め15件であります。

このうち、議案書23ページの第38号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意につきましては、羽島郡二町教育委員会委員の久納万里子氏の任期が平成30年7月24日をもって満了することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、久納氏を引き続き同委員に任命するため、町議会の同意を求めるものであります。

その他の案件につきましては、副町長より詳細説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○**議長（尾関俊治君）** 川部副町長。

○**副町長（川部時文君）** それでは、順次そのほかの議案について御説明申し上げます。

まず2ページの第2号報告 専決処分の報告についてであります。

こちらは、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項の決定に

ついて専決処分をいたしましたので、これを報告するものであります。

2件ございまして、まず3ページの平成30年3月23日に専決をした下門間汚水幹線・北及汚水幹線管渠埋設工事請負契約の一部変更を行わせていただきました。

契約金額を265万3,560円増の、最終的には1億2,739万3,560円とさせていただきます。

議案資料の1ページに変更理由が書いてございますが、まず掘削の結果、地下水位が高く、通常施工が困難であると判断し、地下水位を低下させるため、ウエルポイント工法を180メートル増工させていただきました。ここで517万3,000円が増加いたしております。逆に地権者と協議の結果、2ページの地図にございますが、大栄食品の西側と東側の区画が計画どおり掘らなくてもその区画の接続が可能であったため、計23メートルを減工しております。252万円、これで減額しております。

それから、工期の関係ですが、地元要望により、土・日の施工に限定された部分が多く、工期内施工が困難となったことにより工期の延長を5日間行って、最終的には平成30年3月28日までとさせていただきます。

御参考までに、平成29年度末の整備状況であります。町全体での整備率は74.4%、普及率、対人口では88.6%まで達成いたしております。

以上が専決の内容でございます。

4ページの4月26日に専決させていただいた財物事故に係る損害賠償の額の専決であります。相手方は、安八郡輪之内町内在住の方であります。事故の概要でございますが、平成29年12月25日、笠松町円城寺地内の町道を走行中の車両が、JRの防護工、高さ制限ゲートがございまして、これは2.3メートルになっておりますが、これに設置されていた反射板の破損部分に接触し、車両天井を損傷したものであります。ほかの車両が壊してぶら下がっていることに気がつかず通過されたために屋根に傷がついたというもので、賠償額は7万2,500円、示談の成立日は専決日と同じ平成30年4月26日で、責任割合は、当方50%、相手が50%ということで、この費用につきましては、全額、全国町村会の総合賠償補償保険で対応させていただきました。

それから、5ページの繰越明許費繰越計算書の報告について、第3号報告であります。

中身は6ページのほうになっております。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきこれを報告するものであります。

一般会計繰越明許費繰越計算書にありますように、排水路改良事業の3億396万3,000円のうち2億2,970万1,000円を平成30年度に繰り越させていただきました。内訳としては、設計委託料が151万1,000円、それから工事請負契約費で2億2,819万円となっております。

以上が繰越明許費計算書の関係でございます。

それから、7ページから11ページにわたっております第34号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため、町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したもので、同条第3項の規定に基づきこれを報告して、承認を求めるものであります。

平成30年3月30日に専決させていただきました。補正額は10万円であります。こちらは、篤志者からの指定寄附について、年度内に積み立ていたしたく予算補正をさせていただいたものでありまして、11ページになりますが、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費に、この篤志者からの指定寄附、3月20日にごさいましたが、これを社会福祉基金に積み立てるため、積立金を10万円増額させていただきました。

12ページの第35号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

平成30年3月31日に専決をさせていただきました。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、法人町民税と固定資産税などについて所要の規定整備を行ったものであります。

まず法人町民税の関係ですが、2つの改正がございまして、資料の3ページの下のところは法人町民税というところがございますが、第48条の関係ですが、こちらは外国子会社合算税制等の見直しに伴い、税額控除制度が創設されたものでありまして、外国子会社合算税制等の適用を受ける場合、外国子会社に課される我が国の法人税ほかの合計額のうち、外国関係会社の課税対象金額等に対応する金額を従前の法人税に加え、地方法人税及び法人町民税からも控除することができるようにするものであります。

もう一つは、概要の4ページの第52条というところになりますが、法人町民税に係る申告期限の延長の場合の延滞金のうち、申告後に減額更正がされ、その後、増額更正または修正申告があった場合における延滞金の基礎となる期間に係る規定の整備をするものであります。

それから次、固定資産税の関係ですが、こちらも2つの改正がございまして、概要の6ページから8ページにわたっておりますが、まず土地に係る現行の負担調整措置の適用期限を3年間延長するもので、現行の平成27年度から29年度までというものを平成30年度から平成32年度までに改正いたします。

それから、概要の5ページの中ほどの附則第9条の2のところ、税負担軽減措置の見直し及び創設を行います。3項の特定有害物質排出抑制施設に係る特例をまず廃止いたしまして、それから6項から10項までの記載がございまして、特定水力発電とか特定地熱発電、特定バイオマス発電、特定太陽光発電、特定風力発電の設備に係る特例を追加いたします。

軽減の期間は最初の3年間でありまして、軽減の割合はそれぞれ記載してありますので、お目通しいただきたいと思っております。

そのほか、地方税法等の改正に伴う引用条文及び字句等の訂正を行わせていただきました。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

19ページから20ページにわたっておりますが、議案資料では29ページからになっておりますが、第36号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

平成30年3月31日に専決させていただきました。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令がこの4月1日から施行されたことに伴い、利用者負担額の軽減措置をさらに拡充をするため、所要の規定整備を行ったものであります。

資料の29ページに第1号認定子供の利用者負担額の基準表がございますが、階層区分が5つありまして、今回は年収約360万円未満相当世帯の利用者負担も軽減するもので、第3階層、つまり市町村民税所得割合計額が7万7,101円未満の世帯が対象になるもので、第1子の場合、「1万1,200円」を「8,000円」に減額する改正を行うものであります。

なお、御参考までに申し上げますと、もともと第2子は半額で、第3子以降は無料となっておりますし、笠松町の利用者負担額は、国が定める利用者負担額の8割で定めております。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

続きまして、議案の21ページ、第37号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

平成30年3月31日に専決を行っております。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び低所得者に係る保険税軽減措置の拡充を図るほか、特例対象被保険者（非自発的失業者）に係る申告について、マイナンバー制度における情報連携が開始されたことにより、従来必要であった雇用保険受給資格証明書の提示が省略可能となったことに伴う規定整備を行ったものであります。

このうち、国民健康保険税については、資料の30ページにありますように、医療給付費分の基礎課税額の課税限度額を現行の「54万円」から「58万円」に引き上げるとともに、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げたものでありまして、軽減判定所得の5割・2割とも、基礎控除額の33万円は変わりませんが、被保険者数に乗ずる金額が「27万円」を5,000円アップの「27万5,000円」に、そして2割軽減のほうは、「49万円」を「50万円」に1万円引き上げるものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

それから、議案の24ページをお開きください。

第39号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、所要の規定整備を行うもので、大きくは個人町民税、法人

町民税、固定資産税、町たばこ税の4項目を改正いたします。

まず個人町民税であります。議案資料の31ページの関係でございますが、個人所得課税の見直しを行います。

資料の31ページの第24条のところですが、所得控除非課税措置に係る所得要件の引き上げを行います。給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げるなど、所得税に係る改正を行います。これはまだ先なんです。平成33年度以降の個人町民税について適用し、平成33年1月1日より施行されることになります。

これに伴い、同じ収入であっても、合計所得金額、総所得金額が10万円増加するため、所得控除及び非課税措置について、所得要件を10万円引き上げるものであります。

詳細については、資料をごらんいただくということでお願いいたします。

それから、資料の31ページの下の方ですが、第32条の3で、こちらは合計所得金額が2,400万円、給与収入では2,595万円を超える納税義務者に係る基礎控除について、控除額が低減といたしますか、だんだん減らすことや消失する仕組みを設けるものであります。

詳細については、そちらをごらんいただきたいと思っております。

資料の32ページの第33条の3で、調整控除の見直しを行います。基礎控除が消失する合計所得金額が2,500万円を超える納税者には、調整控除は適用しないように改正いたします。合計所得金額2,500万円以下の納税者については、基礎控除額が低減する方も含め、従来どおり基礎控除に係る控除差を5万円として計算することになります。

それから、資料の32ページの中ほどの36条の2であります。こちらは年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しを行います。年金所得者が配偶者特別控除の適用を受ける場合において、公的年金等支払報告書に源泉控除対象配偶者の有無が記載されることに伴い、配偶者が源泉控除対象配偶者である場合、住民税の申告書の提出がなくても配偶者特別控除の適用が受けられるようにするものであります。

次に、法人町民税ですが、資料の33ページの第48条のところですが、大法人の法人町民税に係る電子申告を義務化するものでありまして、特定法人、資本金の額や出資金の額が1億円を超える法人等について、納税申告書及び納付書類に記載すべき事項を、こちらは全地方公共団体が加入運営しています電子情報処理組織（e L T A X）により町へ提出することを義務づけるものであります。

それから、固定資産税の関係ですが、資料ですと34ページの附則第9条の2に説明しておりますが、生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置を創設いたします。生産性革命集中投資期間中における地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により、町が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、償却資産に係る固定資産税をゼロとする3年間の時限的な特例措置を創設いたします。

そして4つ目の町たばこ税の関係ですが、こちらは資料の34ページの中ほどの第92条とか93条の2とか94条で触れております。

まず加熱式たばこの課税方式の見直しを行います。現行では、加熱式たばこはパイプたばこに分類され、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税されていますが、改正されて、まず地方税法において、加熱式たばこという課税区分を新設した上で、この加熱式たばこの製品特性を踏まえ、重量の要素と価格の要素を紙巻きたばこの本数換算する方式とし、資料の35ページの中ほどの(ア)(イ)の2つの方法によって、換算した本数の合計本数といたします。

まず、加熱式たばこの重量の0.4グラムをもって、紙巻きたばこの0.5本に換算します。なお、これにはフィルター等の重さは含みません。そして、加熱式たばこの小売価格に相当する金額の紙巻きたばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻きたばこの0.5本に換算することになります。ただ、急激な税負担の変化が消費者等に及ぼす影響を考慮して、現行の換算方式から改正後の換算方式へ5年かけて段階的に移行させます。

それから、資料の35ページの第94条以下に書いてございますが、たばこ税の本体の話ですが、町たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げいたします。国と地方合わせて、1本当たり1円ずつ、計3円、国と地方の配分比率は1対1であります。たばこ税の税率の3段階の引き上げについては、先ほど言いましたが、まず平成30年10月1日、そして飛んで32年10月1日、33年10月1日の3回で引き上げます。現行の20本入りのたばこが60円上がりますので、440円が1箱500円になることになります。

それから、平成31年4月1日に予定されています3級品の紙巻きたばこに係る税率の引き上げについては、平成27年の税制で改正しておりますが、平成31年10月1日実施に延期いたします。

それから、第6条関係ですが、手持ち品課税の実施ということで、今回の改正では、3回にわたり税率の見直しが行われる上、平成27年度改正による紙巻きたばこ3級品の特例税率の廃止に伴う手持ち品課税も行われることから、税率引き上げ日前に小売販売業者等が旧税率で課税された製造たばこを大量に買い置きし、税率引き上げ日以降に新税率を適用した価格で消費者に販売することにより、新税率と旧税率の差に相当する額を不当に利得することを防止するため、平成30年10月以降、計4回の手持ち品課税を実施することになります。

そのほか、地方税法等の改正に伴う字句訂正を行っておりますが、省略いたします。

施行期日は、条文の項、29ページにありますように、平成30年10月1日となりますが、附則の各号に掲げますように、10項目ほどの多岐にわたっておりますので、施行期日等については後ほどお目通しいただきたいと思います。

議案書の38ページをお開きいただきたいと思います。

第40号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、国で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正において、放課後児童支援員の資格要件の拡大等がなされたことに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

まず、第11条第3項第4号を改正し、放課後児童支援員の資格を明確化いたします。これまで学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の資格とする規定でありましたが、平成21年4月に教員免許更新制が導入されていますので、教員免許の更新を受けていない者の取り扱いを今回明確にするための字句改正を行うものであります。つまり、教員免許を取得した方を対象とするもので、更新されていない教員免許でも適用ということになります。

それから、第11条第3項第10号で、これは新規ですが、資格要件の拡大を行います。一定の実務経験があり、町長が適当と認めた者を対象とする要件を新設し、資格対象者を拡大するので、条文にありますように、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものを追加するもので、公布の日から施行させていただきます。

続きまして、39ページ、40ページにわたっております第41号議案であります。笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、連携施設及び食事の提供に関する規定について、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

資料の59ページの第6条の第1項にありますように、家庭的保育事業者は、必要に応じ代替保育といいますか、家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭保育事業者等にかかわって保育を提供する連携施設を確保することになっていますが、今回の改正では、その連携施設として、保育所、幼稚園、または認定こども園の確保が著しく困難な場合である場合、これ以外の保育を提供する事業者である小規模保育事業A型・B型、または事業所内保育事業を行う者から確保できるようにするものであります。

それから、家庭的保育事業における食事の提供及び食事の外部搬入についてであります。第16条第2項第4号の関係でありまして、家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託しており、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状況に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができる者として、町長が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とするものであります。

また、附則の第3項の追加をいたしまして、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理を行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年に緩和するものがあります。

御説明いたしましたが、当町における本条例の規定を適用する事業所はございません。

施行期日は、公布の日であります。

続きまして、議案書の41ページをお開きいただきたいと思います。

第42号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回は2,937万4,000円を増額補正させていただきます。

まず今回の一般会計の補正では、平成30年4月1日付の職員異動に伴う人件費を1,133万3,000円減額しております。職員の昇格13人ございましたが、それにより標準報酬月額を増額と、それから共済負担金率のアップといった増員要因があったものの、予算編成後の退職者が出たこと及び特別会計等の会計間移動による職員数の減、116人から112人に一般会計はなっております。4人減しておりますが、この給料等の人件費が減額となるものであります。

なお、全会計における職員数は、二役を含めた128人に変更はなく、合計では69万3,000円の人件費の増額となっております。

それでは、いつものように歳出のほうから科目ごとの御説明させていただきます。

まず51ページですが、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。4月1日付の人事異動に伴う支出科目変更による嘱託員報酬を78万7,000円減額、そして臨時職員賃金を129万9,000円減額させていただいております。毎年度、人事が予算編成時に間に合いませんので、総務費に嘱託員報酬と臨時職員賃金を一定額措置しております。6月にそれぞれの科目で予算化するため、総務費のほうは減額させていただくものであります。

それから、臨時職員ですが、こちらは5人増員しております。社会保険対象者が5人増加しております。この関係で総務費で社会保険料を支払っておりますので36万1,000円増額しております。

それから、7目の国際交流事業費ですが、こちらは青少年海外派遣事業に同行者として町職員2名と中学校の英語教諭の1名、計3名を当初予算で計上させていただいておりましたが、これに加えて、笠松中学校長を派遣することに伴い、旅費を1名分増加させていただくものであります。

それから、諸費であります。こちらは米野町内会から要望がありました米野会館のトイレ改修工事に対し助成するため、地区集会所改修補助金を36万7,000円増額させていただきます。補助率は4分の3であります。

それから、2項の企画費、第1目 企画総務費ですが、52ページです。こちらは、町制100

年記念事業の一環で、昭和63年に埋設したタイムカプセルを30年後のことし開封するに当たり、8月15日に記念式典を開催するため、その諸費用として30万9,000円計上させていただきました。主として、未来へのメッセージがこの中に2,600通埋設されておりますので、それを出された方にお返しすべく、はがき代といいますか、通信運搬費を16万2,000円計上させていただいております。

それから、負担金補助及び交付金で30万円増額補正させていただいております。こちらは、町と岐阜工業高校が連携して実施しておりますイルミネーション設置に対し、株式会社加藤組からの指定寄附の一部をイルミネーション設置補助金として岐阜工業高校へ交付することに伴い、負担金補助及び交付金を30万円増額させていただいております。

それから、4項の戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費であります。こちらは毎年、額が予算時点で決まらないもので補正させていただいておりますが、個人番号カードの作成・発行について、平成30年度通知カード・個人番号カード発行処理交付金上限見込み額が示されたため、負担金補助及び交付金を221万3,000円増額いたします。当初予算で224万円計上しておりますので、ここの地方公共団体情報システム機構への交付金は445万3,000円となります。なお、全額国庫補助金で対応いたします。

それから、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費ですが、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計の職員異動に伴う人件費の増額に伴い、一般会計からの繰出金を増額しております。

それから、6目の福祉会館費ですが、会館の階段の壁側に手すりを設置することに伴い、工事請負費を17万8,000円増額させていただきます。先ほどの専決でも出てきましたが、篤志者からの10万円の寄附を活用して積み立ててあります社会福祉基金を充てさせていただきます。

それから、7目 国民年金総務費ですが、4月1日から国民年金事務担当へ臨時職員を配置したことに伴い、賃金を124万7,000円増額させていただきました。これは、7月分から来年の3月分までで、財源のうち、118万7,000円については国庫支出金であります基礎年金等事務委託金を充てさせていただきます。

それから、54ページの第2目 こども館費ですが、先ほど一番冒頭に申しあげました嘱託員の関係に関係しますが、4月1日からこども館へ嘱託員を配置したことに伴い、7月分からの嘱託員報酬を152万6,000円増額させていただきました。

第7款の土木費の2目の道路橋梁費、第3目の交通安全対策費ですが、こちらも嘱託員の人事異動により報酬を312万4,000円減額させていただいております。4月から総務課で危機管理対策監として職務に当たっていただいております。

それから、第3項の河川費、第2目の河川新設改良費ですが、財源内訳補正を行っております。これは貯留施設に係るものでございまして、国庫補助金であります社会資本整備総合交付

金がほぼ満額内示されましたので、財源内訳補正をさせていただいております。

それから、第4項の都市計画費、第1目 都市計画総務費ですが、笠松町都市計画道路見直し候補路線、これは5路線ありますが、このうち当町と岐阜市を結ぶ幹線道路2路線、具体的には野瀬笠松駅線と岐阜羽島線ですが、こちらの2路線を変更することに伴い、都市計画変更図書作成業務委託料を441万7,000円増額させていただいております。笠松町は岐阜都計の一員でありまして、中心である岐阜市が今回変更の作業を実施するというお話がございましたので、当町もあわせて実施するものであります。

それから、下水道事業会計への繰出金の補正をしておりますが、1つは人件費の増額、それからもう一つは、下水道会計で予定しておりました資本費平準化債の借入れ予定額が減したことに伴い、一般会計からの繰出金を合わせて770万円増額させていただきます。

それから、耐震診断の関係ですが、現在、その他建築物耐震診断といいまして、鉄筋の建物の診断を行いたいという相談がございまして、これは予算を組んでございませんので、この交付金を8万9,000円増額させていただきます。制度的には、対象限度額が13万4,000円で補助率が3分の2であります。このうち、国が2分の1、県が約4分の1、町も4分の1が持ち分となっております。

それから、今度は耐震改修について、現在5件の相談がありまして、助成金の交付が見込まれるため、木造住宅耐震改修助成金額を303万3,000円増額させていただきます。当初予算では2件ございましたので、5件分を見させていただくというもので、限度額は1件101万1,000円で、国が1件当たり41万1,000円、県が30万円、町が30万円を持つというものであります。

それから、第2目の公園費ですが、財源内訳補正をさせていただいております。こちらはサイクリングロード事業費6,600万円と予定しておりますが、こちらは補助率は40%であります。毎年交付率が低いため、交付率を0.6で見えておりましたが、実際、満額来ましたので、大変ありがたいんですが、財源内訳補正をさせていただいております。

それから、第9款の教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費であります。こちらは企画費でもありましたが、株式会社加藤組から指定寄附がありまして、これを各小・中学校へ1校当たり30万円、学校活動支援交付金として交付するため、負担金補助及び交付金を合計で120万円増額させていただきます。

それから、第2項の小学校費の第1目 学校管理費の修繕料については、下羽栗小学校の北側の駐車場敷地内の漏水対策に係るものであります。

それから、58ページになりますが、第5項 社会教育費の第2目 公民館費、まず4月1日付の嘱託員、これは松枝公民館勤務ですが、ここに係る報酬を28万1,000円減額させていただいております。もう一つは、中央公民館図書室内のキッズスペースについて、県が推進しています。ふ木育ひろばの認定申請をするため、県産材を活用したおもちゃや家具等を設置するに

当たり、備品購入費を50万円増額させていただいております。全額県の森林環境税を活用した事業でありまして、岐阜県ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業補助金を40万円、そしてもう一つは、岐阜県ぎふの木育教材導入支援事業補助金を10万円活用いたします。

それから、第11款 諸支出金、第2項 基金費、第2目 社会資本整備基金費ですが、こちらは笠松町土地開発公社の残余財産等を積み立てるため、社会資本整備基金積立金を1,477万円増額させていただいております。土地開発公社は平成30年2月7日に解散しております。

財源は、先ほど言いました土地開発公社のものでありますが、500万円については基本財産で、そのほかは剰余金の財産でありまして、諸収入の土地開発公社の準備金の部分を977万円余を充てております。

歳入につきましては、歳出で触れましたので省略させていただきますが、46ページで地方債補正を、先ほども財源内訳のお話をさせていただきましたが、サイクリングロード整備事業の限度額の変更を行わせていただきます。

以上が一般会計の補正予算です。

59ページの第43号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回、514万8,000円の増額補正をさせていただいております。

61ページの歳出のところですが、平成30年4月1日付の職員異動で、従来3人であった職員体制を4人に補強したことにより、人件費を514万8,000円増額させていただいております。一般会計からの繰入金で充てさせていただきます。

以上が国保の補正であります。

62ページの第44号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は154万5,000円の増額補正であります。

こちら64ページにありますが、平成30年4月1日付の職員異動で、去年までは職員の育休のため臨時職員を充てていましたが、正規職員を配置できたため、人件費を154万5,000円増額するものであります。財源につきましては、一般会計からの繰入金で充てております。

65ページの第45号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

470万円の増額補正であります。

69ページの第1款と第2款で、こちらも平成30年4月1日付の職員異動等に伴い、人件費を計470万円増額しております。それから、公債費で300万円の財源内訳補正を行っておりますが、一般会計の補正でも御説明申し上げましたが、資本費平準化債の借り入れ予定額について、発行可能額算定における激変緩和措置が平成30年度から廃止されたため、当初借り入れ予定して

おりました1億6,500万円が1億6,200万円に300万円減額となったため、一般会計からの繰り入れに変えたことによるものであります。

そして、67ページの地方債補正をさせていただきます。

最後の70ページですが、第46号議案 平成30年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回、63万3,000円の増額補正をさせていただきます。

まず収益的支出であります。こちらも平成30年4月1日付の職員異動等に伴い、人件費を63万3,000円増額させていただきます。なお、この上水道会計は企業会計でありまして、この経費の増は利益の範囲内であることから歳出のみの補正となっております。

そして、キャッシュ・フロー計算書及び貸借対照表についても、当年度純利益を減額する修正をさせていただきます。

以上の議案でございますので、よろしく審議賜りますようお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。明6月6日から6月11日までの6日間は議案精読のため休会とし、6月12日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明6月6日から6月11日までの6日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（尾関俊治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時07分

